

# 「よくある照会について」

## ① 輸入手続きについて

薬監証明を取得するためには、「5. 提出書類及び提出方法について」に掲載している輸入目的に応じた書類を関東信越厚生局へ提出します。提出された書類の内容等が必要事項を満たしていることが確認できた場合には、薬監証明を発行します。その薬監証明を税関に提出することにより輸入品の通関ができます。

なお、別掲の「2. 輸入通関手続きのフロー図」も参照してください。

## ② 「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」というハガキが送付されてきたが、どうしたらよいのか

郵送されてきたハガキは、輸入したもの（海外の知人から送付されたもの）が医薬品医療機器等法(旧薬事法)に抵触する等の理由により、通関できずに税関で留め置かれていること等をお知らせするためのものです。

このハガキが郵送されてきた場合は、品名・数量と、なぜ通関できないのか、その具体的な理由(※1、2)を税関に確認してから関東信越厚生局へ問い合わせてください。

※1 ハガキには「医薬品医療機器等法に該当する物品がありますので・・・」という記載になっている場合が多く、「医薬品医療機器等法」というだけの理由では具体性に欠けるため、※2の確認が必要です。

### ※2 具体的な理由（例）

- ・健康食品を輸入したつもりが日本では医薬品と判断されるため
- ・数量が規定数量を超えているため  
(医薬品が1ヶ月又は2ヶ月分を超えており、あるいは、化粧品が24個を超えておりなど)
- ・送付先が自宅以外の勤務先又は郵便局留めになっているため

## ③ 返信用封筒に貼付する切手について

薬監証明として発行する書類は、薬監証明の申請の際に提出される輸入報告書2通のうちの1通（A4版）に厚生労働省確認済み印等を押印したものになります。この輸入報告書1通を返送する際の方法（普通郵便、速達等）に応じた金額の切手を貼付してください。

なお、信書便事業者による信書便の利用も可能です。

④ 薬監証明を取得するための書類の提出は、どの時点で行えるのか

輸入したものが日本に到着した時点、あるいは未到着でも INVOICE(仕入書)、AWB(航空貨物輸送状) 又は B/L(船荷証券) の書類がそろった時点であれば書類の提出は可能です。

⑤ 薬監証明を取得するために必要な日数は

薬監証明は、関東信越厚生局の窓口に直接、書類を持参して申請することも可能です。その際に提出された書類が必要な事項を満たしていることが確認できた場合には、その場で薬監証明を発行します。

また、郵送で申請した場合でも書類に不備等がない場合であれば、通常は書類の受理日に薬監証明の発行手続きを行い、申請者への薬監証明の返送は受理日の当日又は翌日には行われることになります。

⑥ 住所変更後に製品が送付されてきたため、INVOICE や AWB に記入されている住所が旧住所になっている場合の手続きをどうしたらよいのか

輸入報告書に記載された住所（新住所）と INVOICE 、 AWB に記入されている送付先の住所は同じであることが必要です。従って、この場合は、 INVOICE 、 AWB の発行元に修正又は再発行をしてもらうことになります。

⑦ 税関と関東信越厚生局の関係について

「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」のハガキを受け取った輸入者からは、照会②のようにハガキに記載されている内容等について問い合わせを受けます。その際、税関と関東信越厚生局が同じ組織だと思われて問い合わせを受けることがあります、別掲「2. 輸入通関手続きのフロー図」にも示しているように税関と関東信越厚生局は別組織で所在地も違います。

医薬品医療機器等法に抵触する輸入品は税関に留め置かれ、そのことを知らせるハガキは税関から郵送されます。関東信越厚生局ではそのことについての情報を持ち得ていませんので、輸入者からの問い合わせではじめて事情を知ることになります。

従って、照会②の回答のように輸入者自身が留め置かれた具体的な理由を税関に確認してから関東信越厚生局へ問い合わせをする必要があります。